

商工会会員の皆さまへ

経営者と従業員のための全国商工会休業補償制度

商工会の

休業補償プラン

所得補償保険団体契約(天災危険補償特約(所得補償保険用)セット)

3大メリット

- 1.ケガや病気による就業不能を補償
- 2.医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 3.団体割引等適用のため保険料が割安

負担の少ない
割安な保険料

基本保険料の

約**44%**
割引



保険期間(ご契約期間)

2019年10月1日 午前0時～
2020年10月1日 午後4時 1年間

中途加入毎月受付中

補償期間：毎月1日～2020年10月1日 午後4時

ケガや病気で働けない間、
保険金をお支払いします。

最長1年間補償
(免責期間7日間)

 全国商工会連合会

商工会名・商工会連合会名

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

休業補償プランのご案内

本プランの特長は下記のとおり幅広い補償です。

■最長1年間の補償

ケガや病気で働けなくなった場合、喪失する所得を保険金として受け取れる保険です。補償期間は最長1年間と長期ですので、安心して十分な治療が受けられます。

※医師の診断書等の提出が必要です。



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

■24時間・365日補償

お仕事はもちろん、日常生活中や旅行中のケガ・病気にいたるまで国内・海外を問わず24時間・365日補償されます。



■天災によるケガも補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災によるケガで働けなくなった場合にも保険金をお支払いします。



本プランのメリット

■月々の保険料が一般加入に比べ割安。

基本保険料の約44%割引

本プランは団体割引が20%適用されます。さらに、損害率による割引により基本保険料部分に30%の割引を適用いたします。よって個人で契約する場合に比べ約44%の割引となります。

※団体割引は被保険者数1,000名以上にて算出しております。

■医師の診査が不要なので、加入手続きが簡単です。

加入手続き時の医師の診査は不要、職種・健康状態等の告知のみでご加入いただけます。

※加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

さらに保険料相当額のお支払いは毎月ご指定の口座から自動引落しとなるので便利です。

■役員・従業員の福利厚生として。

●従業員全員加入の場合の保険料相当額は、全額損金・必要経費処理(福利厚生費)が可能です。

※役員または特定の使用人のみを被保険者としている契約や、個人事業主本人の契約の保険料相当額につきましては取扱いが異なります。

加入資格

全国商工会の会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で、加入時年齢が64才までの方。
上記事業主、従業員の配偶者である専業主婦(家事従事者)で、加入時年齢が64才までの方。

お支払いする保険金

保険期間中にケガ・病気で就業不能となった場合、就業不能期間1か月につき、ご加入の保険金額(月額)が最長1年間にわたり支払われます。
ただし、最初の7日間(免責期間)はお支払いの対象なりません。

保険金は加入者(被保険者)ご本人からのご請求によりお支払いします。

※被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1)その身体障害の治療(注)のため、入院していること。

(2)上記(1)以外で、その身体障害につき、治療(注)を受けていること。

※「家事従事者特約」がセットされた場合、身体障害を被り、その身体障害の治療(注)のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児などの家事に全く従事できない状態をいいます。

(注)治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

※保険期間の開始時(注)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。

上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間開始時(注)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いすることができます。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時となります。

※補償内容が同様の保険契約(所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります。

保険金額(月額)について

〈事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合〉

●保険金額(月額)は10万円(10口)以上1万円(1口)単位でお申し込みください。

●所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

〈専業主婦(家事従事者)の場合〉

●保険金額は10万円(10口)以上16万円(16口)以内で、1万円(1口)単位でお申し込みください。

※平均所得額および平均月間所得額
・「平均所得額」とは、お申し込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
・「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(※1)。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額(※2)} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額(※3)}}{12(\text{か月})}$$

※1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含まれません。
※3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

(注)100万円(100口)を超える場合は、別途ご提出していただく資料がありますので引受保険会社までお問合わせください。

病気



胃かいようで手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を2か月と22日間休んだ。

〈タイプ1(級別1級)・40才・男性・保険金額(月額)20万円(20口)ご加入の場合〉

●保険金お支払いの対象期間

2か月22日—免責期間7日間→2か月15日

●お支払いする保険金(保険金額(月額)20万円) 20万円×(2か月+ $\frac{15}{30}$ 日)

500,000円

ケガ



スポーツ中アキレス腱を切断し、手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を6か月と7日間休んだ。

〈タイプ1(級別1級)・30才・男性・保険金額(月額)18万円(18口)ご加入の場合〉

●保険金お支払いの対象期間

6か月7日—免責期間7日間→6か月

●お支払いする保険金(保険金額(月額)18万円) 18万円×6か月

1,080,000円

※事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合は入院中のみならず就業不能状態であれば通院・自宅療養(医師の診断書が必要)の期間も補償されます(家事従事者の場合は入院中のみ対象)。また他にご加入の生命保険や傷害保険とは関係なく保険金をお支払いいたしますので、安心して療養に専念することができます。

保険料例

〈40才・男性・鮮魚店店主(タイプ1(級別1級))・年収400万円〉
(平均所得額33.3万円)・国民健康保険加入の場合

●保険金額(月額) → 20万円 (平均月収の70%)
以内で設定

●月々の保険料 (101円/1万円×20万円(20口)) → 2,020円*

*この他に加入事業者として制度維持費70円が加算されます。

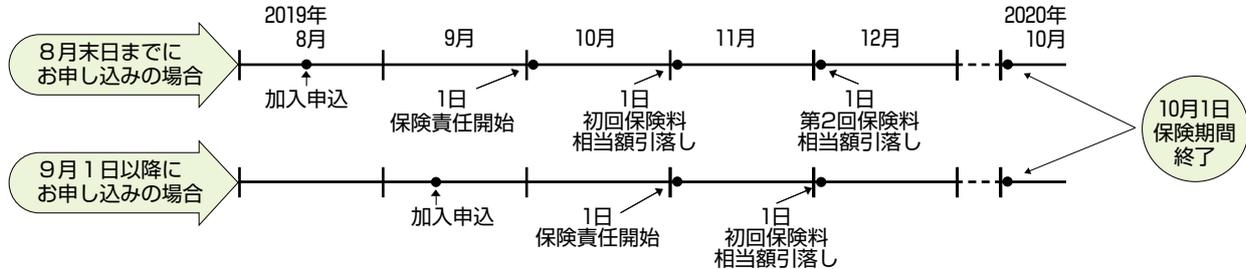
お知らせ・ご注意

保険責任の開始時期

全国商工会休業補償制度『商工会の休業補償プラン』は、全国商工会連合会を保険契約者とし、10月1日から1年間を保険期間とする所得補償保険の団体契約により運営します。したがって、8月末日までにお申し込みいただいた場合は新規加入となり、保険責任開始日時は10月1日午前0時となります。

9月1日以降お申込みの場合は中途加入となり、お申し込み月の翌々月1日午前0時が保険責任開始日となります。

継続の場合の保険責任開始日時は、10月1日午後4時となります。



保険料相当額の集金方法・時期

10月1日に保険責任を開始した加入者分の第1回保険料相当額は11月1日に、11月1日以降に保険責任を開始する中途加入者分の第1回保険料相当額は保険責任開始月の翌月1日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に自動引落としとなります。また、それぞれ第2回以降の保険料相当額は第1回引落月の翌月から毎月1日に自動引落としとなります。なお、全国商工会連合会は当プランの保険料相当額の集金をみずほファクター(株)に委託していますので、通帳に記入される請求者は「MHFホケンリョウ」「MHF」等となります。

万一事故にあわれたときは 直ちに事故通知を

ケガ・病気によってこの保険の対象となる就業不能が開始したとき、または入院により家事労働に従事できない状態になったときは、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。なお、事業主(法人の場合は役員)、従業員が所得補償保険金の請求をする場合は、原則として所得を証明する書類(給与証明書、源泉徴収書、確定申告書(写)等)のご提出が必要となります。

事故が起きた場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

脱退のお申し出および契約内容の変更の通知

団体契約からの脱退および契約内容の変更(住所変更・職種変更等)の際は、遅滞なく代理店・扱者までご連絡ください。ご連絡がない場合、自動的に保険料が引き落とされる場合やご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご加入の自動継続

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。また、前年契約において保険金支払い対象となった疾病が「病気・症状一覧表」の「甲欄」に該当する場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。この保険は、被保険者数による団体割引と契約全体の損害率による割増引制度を採用していますので、被保険者数や前年の損害率等により保険料が変更になることがあります。

また、ご加入者が退職等により本制度の加入資格者の対象外となった場合および保険料相当額の口座引き落としが2回続けて不能となった場合は脱退とさせていただきます。

保険金をお支払いできない場合(主なもの)

保険期間開始前に被ったケガまたは病気の他、例えば次のような原因により発生した就業不能については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 故意または重大な過失によるケガまたは病気
- 自殺または犯罪、闘争行為によるケガまたは病気
- 麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気(医師による治療のためにこれらを用いた場合を除く)
- 戦争、暴動等によるケガまたは病気(テロ行為によって発生したケガ・病気は自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。)
- 核燃料物質の放射性・爆発性・有害な特性による事故などによるケガまたは病気
- 妊娠、出産、早産、流産およびこれらによるケガまたは病気
- 自動車または原付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転中の事故
- むちうち症または腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- 精神障害または妊娠もしくは出産 など

《損害保険契約者保護制度について》

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

本保険契約に関する個人情報について、次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

- 全国商工会連合会は、本保険契約に関する個人情報を、引受保険会社および都道府県商工会連合会(以下、県連といひます)商工会に提供します。
- 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。
- 県連、商工会は本保険契約に関する個人情報(過去に取得したものも含みます)を団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答のほか、団体保険その他県連、商工会が行なう各種情報・サービスの案内・提供を行なうために利用させていただきます。

<詳細は>

引受保険会社ホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) をご覧くださいか引受保険会社までお問合わせください。

- ☆この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、全国商工会連合会の会員事業主を加入者とする所得補償保険の団体契約です。被保険者(補償の対象となる方)は全国商工会連合会の会員事業所の事業主(法人の場合はその役員、従業員、またはこれらの方の配偶者(専業主婦)です。
- ☆このパンフレットは「所得補償保険」の概要と団体契約の仕組みをご案内したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明」注意喚起情報のご説明をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
- ☆所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(団体名:全国商工会連合会)に交付されます。
- ☆お申込みの際は、加入申込票の各項目(性別・生年月日・職種・年齢など)について正しくご記入ください。
- ☆健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・職種・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ☆健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(2)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(2)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(2)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(注)継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ☆他の保険契約等(身体障害による就業不能に対して保険金が支払われるもの)の有無につきましては、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ☆所得補償保険には「無事故戻しに関する規定の不適用特約」「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
ホームページアドレス <https://www.aioinissaydowa.co.jp/>
<取扱代理店・扱者 所属課支社>

お問合わせ先
取扱代理店・扱者

最長65才まで、所得を補償する保険です。

商工会の長期休業補償プラン(任意加入型)のご案内

GLTD(団体長期障害所得補償保険)

「安心して働いていただくために。」

団体割引
20%適用



ケガや病気で仕事ができない間、
最長**65才**まで補償を継続して
受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の
所得を補償します。
また、うつ病等の精神障害も
カバーします。



特約のセットにより、
親に介護が必要となった場合
(要介護2以上の認定を受けた
場合など)に**一時金をお支払い**します。

GLTD(任意加入型)は、ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する制度です。
この制度により、仕事ができない間最長で65才まで所得補償を継続して受けることができます。
このパンフレットをご確認いただき、是非この機会にご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

◆**保険期間(ご契約期間) : 2019年10月1日午後4時から2020年10月1日午後4時まで**
中途加入は毎月受付中!

(注1) 次年度以降、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、基本補償の被保険者の継続時の年齢が満64才、または親介護一時金支払特約の特約被保険者の継続時の年齢が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者または特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(注2) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格

2019年10月1日において満15才以上満64才以下の会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で健康保険等の対象となる方が加入できます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等は加入できません。

全国商工会連合会

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

一ケガや病気による長期療養時の所得補償保険制度一

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で65才まで所得を補償します。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で**65才まで**所得を補償します。

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長65才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となります)。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

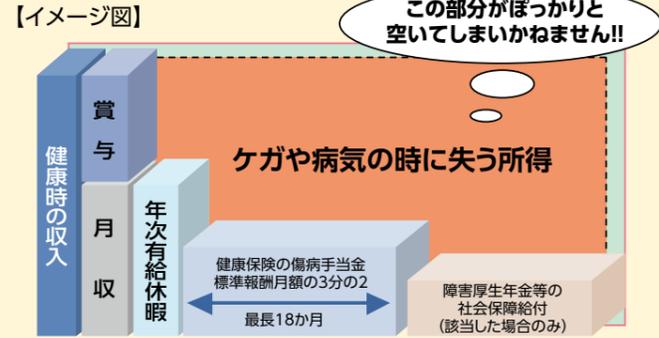
天災危険も補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災により被った身体障害により働けなくなった場合、保険金をお支払いします(天災危険補償特約セット)。

1

もし、長期間働けなくなったら…

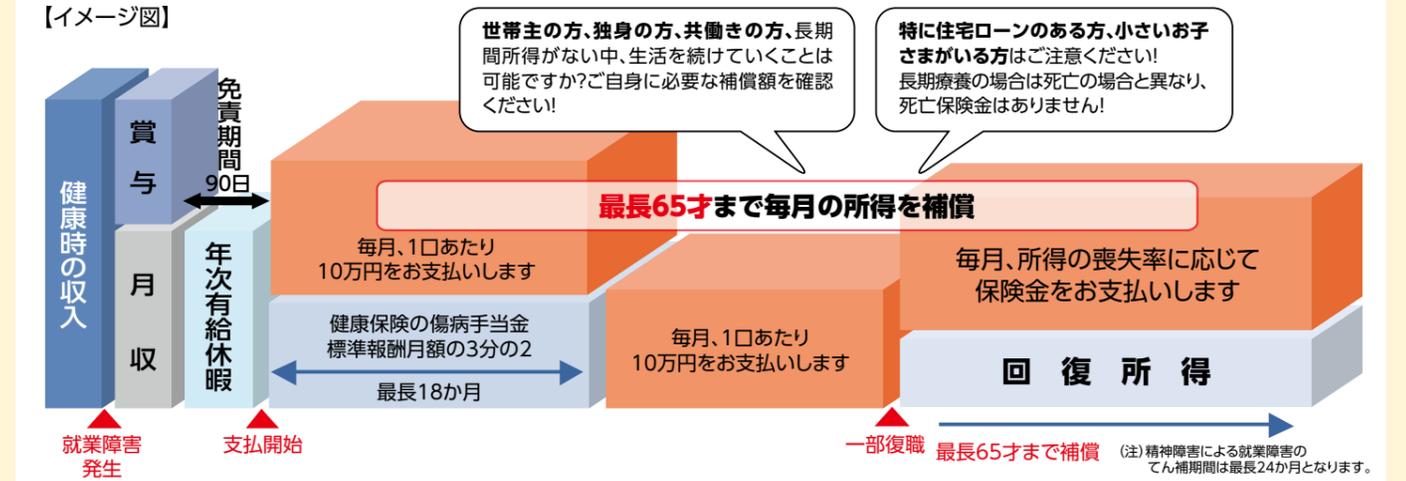
休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付額も18か月で終了するために、その後は原則として所得がなくなります(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。



2

GLTD (任意加入型)があればこう変わります!

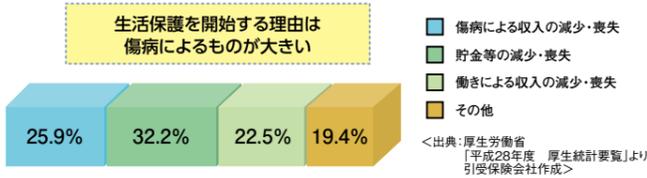
ケガや病気により欠勤・休職期間が長期化し、90日(免責期間)を超えても仕事に復帰できない場合に、最長で65才まで所得を補償します。この保険制度により、毎月10万円(1口)から最高50万円(5口)までの補償を受けることができます。



「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

生活保護を受ける理由



「親の介護」について考えたことはありますか?

要支援・要介護認定者数

認定者数は年々増加しています。

●2000年度:約256万人

●2014年度:約606万人

約2.4倍!



介護の初期段階でかかる自己負担額

介護初期段階にかかる自己負担額は平均80万円

＜出典：生命保険文化センター 平成27年度「生命保険に関する全国実態調査」より＞

【初期段階で必要となる費用例】

- ・住宅改修費※
 - ・福祉用具の購入費※
 - ・介護者の交通費、宿泊費(遠方の場合) など
- ※公的介護保険料制度により自己負担額は1割または2割

上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。
(注)公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

「介護」は決して他人ごとではありません。親の介護を補償する「親介護一時金支払特約」へのご加入がおすすめです。

GLTD (任意加入型) (基本補償) の月々の保険料

加入対象者：会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で保険始期日時時点で年齢が満64才までの方。

- てん補期間は65才に達した日まで(※)。ただし、免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。(※)65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。
- 1口(月額10万円)あたりの保険料です。最高5口まで加入できます。
- 全員加入型と合算して、「加入口数×10万円×12」が年収の70%(経営者)または50%(従業員)以内になるように加入口数を設定してください。【免責期間90日】

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
	10万円/月	20万円/月	30万円/月	40万円/月	50万円/月	60万円/月	70万円/月	80万円/月	90万円/月	100万円/月
年齢/性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24才	880円	568円	1,760円	1,136円	2,640円	1,704円	3,520円	2,272円	4,400円	2,840円
25~29才	933円	735円	1,866円	1,470円	2,799円	2,205円	3,732円	2,940円	4,665円	3,675円
30~34才	1,132円	1,040円	2,264円	2,080円	3,396円	3,120円	4,528円	4,160円	5,660円	5,200円
35~39才	1,475円	1,561円	2,950円	3,122円	4,425円	4,683円	5,900円	6,244円	7,375円	7,805円
40~44才	2,093円	2,450円	4,186円	4,900円	6,279円	7,350円	8,372円	9,800円	10,465円	12,250円
45~49才	2,972円	3,515円	5,944円	7,030円	8,916円	10,545円	11,888円	14,060円	14,860円	17,575円
50~54才	3,940円	4,443円	7,880円	8,886円	11,820円	13,329円	15,760円	17,772円	19,700円	22,215円
55~59才	4,687円	4,772円	9,374円	9,544円	14,061円	14,316円	18,748円	19,088円	23,435円	23,860円
60~64才	4,446円	4,071円	8,892円	8,142円	13,338円	12,213円	17,784円	16,284円	22,230円	20,355円

※年齢は、2019年10月1日時点の満年齢です。 ※精神障害補償特約、天災危険補償特約をセットしています。

●記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。なお、保険料のほかに加入事業者ごとに制度維持費70円が毎月加算されます。

親介護一時金支払特約 (オプション補償)

基本補償部分の被保険者またはその配偶者の親(以下、「特約被保険者」といいます)が要介護状態※となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日(フランチャイズ期間)を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。(要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)をセット)

「特約被保険者」について

基本補償部分の被保険者またはその配偶者の親のうち、加入申込票にこの特約の被保険者として指定された方をいいます。1加入申込票で2名まで記入可能です。

「健康に関する告知」について

基本補償部分の被保険者が特約被保険者(親)を代理して告知を行います。基本補償部分の被保険者が特約被保険者(親)に健康状態を確認し、その内容を代理告知しますので別居の場合でも簡便に手続きが可能です。

「特約保険料」について

払い込みいただく保険料は特約被保険者(親)の年齢により異なります。特約被保険者:2019年10月1日時点で満20才以上89才以下の基本補償のご本人またはその配偶者の親 ※2名以上が加入される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります(同一保険金額のご加入となります)。

【免責期間(フランチャイズ期間)90日】

オプションセット名	A	B
親介護一時金額	50万円	100万円
特約被保険者(親)年齢	月々の特約保険料	
20~24才	10円	10円
25~29才	10円	10円
30~34才	10円	10円
35~39才	10円	10円
40~44才	10円	10円
45~49才	10円	20円
50~54才	20円	30円
55~59才	40円	80円
60~64才	90円	180円
65~69才	210円	430円
70~74才	480円	970円
75~79才	1,070円	2,150円
80~84才	2,720円	5,440円
85~89才	5,560円	11,120円

※要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)をセットしています。

●記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。

就労支援トータルサービスのご案内

「GLTD」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

<p>メンタル ご相談</p>	<p>メンタル相談サポート 会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:平日10時~17時)。(注)治療に関するご相談はお受けできません。</p> <p>メンタルITサポート Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。 (注1)治療に関するご相談はお受けできません。 (注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。</p>
<p>健康・医療・ 介護 ご相談</p>	<p>健康・医療・介護のご相談 健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。</p> <p>セルフ健康診断サポート 最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。 (注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。</p> <p>病院情報のご提供 全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。 (注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。</p>
<p>各種手続き ご相談</p>	<p>税務・フィナンシャルサポート 医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 (注)一般的なご質問については、専門スタッフが応える場合があります。</p> <p>公的給付申請サポート 障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。</p> <p>福祉情報のご提供 お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。</p>

- ※ サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※ サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※ サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※ サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※ サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※ 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

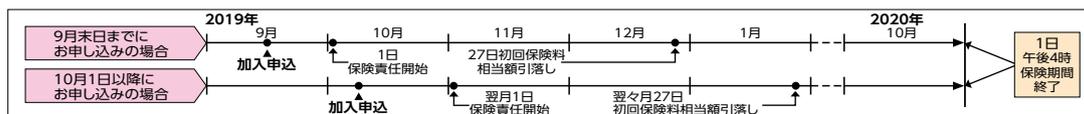
ご加入にあたってのご注意

■保険責任の開始時期

GLTD(任意加入型)は、全国商工会連合会を保険契約者とし、2019年10月1日午後4時から1年間を保険期間とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。2019年9月30日までに申し込みいただいた場合は新規加入となり、保険責任開始日は2019年10月1日午後4時となります。
2019年10月1日以降お申し込みの場合は中途加入となり、お申込月の翌月1日午前0時が保険責任開始日となります。

■保険料相当額の集金方法・時期

2019年10月1日に保険責任を開始した加入者分の第1回保険料相当額は12月27日に、11月1日以降に保険責任を開始する中途加入者分の第1回保険料相当額は保険責任開始月の翌々月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に自動引落としとなります。また、それぞれ第2回以降の保険料相当額は第1回引落日の翌月から毎月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に自動引落としとなります。なお、全国商工会連合会は当プランの保険料相当額の集金を三菱UFJニコス株式会社に委託していますので、通帳に記入される請求者は「ショウコウカイS」となります。



注意:口座引落しは不能の場合は、翌月に2か月分をお引落しいたします。

このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

- ご加入の際は、加入申込票の各項目(生年月日・年齢・性別・他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会の会員事業主・従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- 団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国商工会連合会)に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただけます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 募集の結果、加入者が10名に満たない場合は、ご契約が成立しませんのでご注意ください。
- 親介護一時金をお支払いした場合は、ご継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

(引受保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

● ご相談・お問合わせ先